

# みんなで富士見を元気にしよう

## 同級会補助金をご活用ください

令和元年度から始まった「同級会支援事業補助金」は、令和5年度末までに約860名の方にご利用いただきました。令和7年度は下記要件で同級会を支援します。なお、**20歳・30歳・40歳**になる節目の年に同級会を開催した場合は、補助金1人当たり1000円に1000円上乘せし、**2,000円を補助**します。

旧知である友との交流の場を広げ、仲間づくり生きがいに、また元気なまちづくりのためにご活用ください。

### 【主な補助要件】

- ・同級会とは町内小中学校の卒業生で、学級または学年の単位で開催される親睦会をいう
- ・開催の日の属する年度の、翌4月1日現在において20歳以上の者
- ・同級会は町内で開催すること  
※町内の店舗から購入し、屋外や個人宅等での開催もOK
- ・参加人数は10人以上
- ・同一の同級会の補助は、同一年度内に1回まで
- ・補助金の額は、同級生参加者1人あたり1,000円。20・30・40歳の時は2,000円



### 【申請の手順】

(窓口は生涯学習係(コミュニティ・プラザ内))

#### ①「補助金交付申請書」を、開催日の2週間前までに提出

☆添付書類：参加予定者名簿、収支予算書  
⇒「補助金交付決定通知書」が申請者に通知されます。

#### ②同級会実施後すみやかに「補助金実績報告書」と

「請求書」を提出

☆添付書類：参加者名簿、  
利用店舗領収書等の支払いを証明するものの写し、  
参加者全員がわかる集合写真  
⇒報告書の内容を審査後、確定補助金額が指定された  
口座に振り込まれます。



令和3年度より「Uターン」施策の1つとして同級会支援事業を拡充し、20歳・30歳・40歳の方が同級会を開催する場合は、参加者1人あたり2,000円補助します。

令和7年度の該当者は

20歳「平成17年4月2日～平成18年4月1日」

30歳「平成7年4月2日～平成8年4月1日」

40歳「昭和60年4月2日～昭和61年4月1日」

生まれの方です。

申請時に生年月日を確認させていただきますので運転免許証・マイナンバーカードなどをご持参ください。

### 《お問い合わせ・お申込み先》

富士見町教育委員会 生涯学習課生涯学習係

〒399-0211 富士見町富士見 3597-1 コミュニティ・プラザ内

TEL0266-62-7900 fax0266-62-7611

※様式のダウンロード、その他詳しくは富士見町ホームページをご覧ください。